

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

～2月は化学物質管理強調月間です～

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質管理強調月間(2026(令和8)年2月1日～28日)にあたり、化学物質のリスク低減措置を図りましょう。



【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



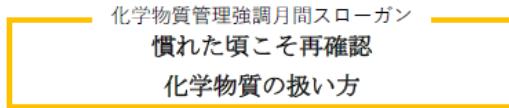
【リーフレット】

○厚生労働省

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002513345.pdf>

○福島労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002517967.pdf>



化学物質のリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚のため、化学物質管理強調月間を昨年度より実施しており、第2回目となります

○ 福島労働局公式X(旧 Twitter)アカウントとしてリニューアルしました

福島労働局では、**令和4年度より福島労働局職業安定部公式アカウントを開設し、職業安定行政に関する情報を中心にお届けしております。**

今後は、より幅広く雇用、労働に関する各種法令や施策の施行、イベントに関する情報などを広く県民の皆様にお届けするため、福島労働局公式アカウントとしてリニューアルし、幅広い層に必要な情報を提供いたします。

【運用開始日】

令和8年1月1日

【アカウント名】

福島労働局【公式】 @FKSMmhlw

【発信内容】

- ・雇用、労働に関する各種法令、
施策の施行について
- ・イベントの開催について
- ・その他、労働行政に関する情報 等

【アイコン】



【URL、QRコード】

<https://x.com/FKSMmhlw>



○令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

「STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま」を展開します！

福島県は、県土の85%が積雪寒冷地域となっていることから、冬期間においては、冬季特有の気象条件による降雪、凍結、寒冷等に起因する冬季特有の労働災害が毎年多発しています。

特に、転倒災害については、休業4日以上の全死傷災害の3割以上を占めていて最も件数が多く、12月から2月までの冬期間に発生する転倒災害の約4割が降雪・凍結等に起因するものとなっています。

また、昨冬は積雪が多かったため、平年と比べ降雪・凍結等を原因とする転倒災害が大幅に増加したほか、硫黄泉の温泉施設において源泉管理を行う労働者2名が点検口付近にできた雪洞内に滞留していた硫化水素による中毒で死亡するという労働災害も発生しました。

こうした状況を踏まえ、福島労働局では、各労働災害防止団体と連携し、特に降雪・凍結等を原因とする転倒災害をはじめ、冬季特有の労働災害の減少を図ることを目的として『STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま』を実施します。

【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



○ 企業のみなさまへ「デジタル活用及びデジタル人材のニーズ調査」を実施します！



人口減少・少子高齢化・人手不足への対応等、喫緊の課題には、地域社会の生産性を高めるため、産業人材の育成面において、デジタル人材の育成は不可欠です。

福島労働局では、**3月13日(金)まで**、企業が必要とするデジタル人材等を把握し、今後の公的職業訓練(ハロートレーニング)のカリキュラムの策定等に活用するため、以下のとおり**「デジタル活用及びデジタル人材のニーズ調査」(所要時間:5分程度)**を実施しています。

この調査によって、企業が求めるデジタル人材育成の方向性、企業ニーズごとのマッチング促進、人手不足の解消、さらには業務効率化による生産性向上を図り、地域産業の活性化につなげていきます。

企業のみなさまにおかれましては、**この調査の趣旨をご理解のうえ、積極的にご協力いただきますようお願いします。**

【調査回答方法】

以下URL(二次元コード)から調査サイトに入り、オンラインにより回答(複数選択、自由記載項目あり)



https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs-XkMIdIsO1Ov7KZqofkghFURDBaWldYMDBIVVg0WjI2M1lWTVdYUDA0SC4u&origin=QRCode

【調査回答期限】

令和8年3月13日(金)

【回答所要時間(目安)】

5分程度

【お問合せ先】

福島労働局 職業安定部 訓練課

電話:024-536-7733

○ 女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正による情報公表等についてのお知らせ

令和7年6月に改正された女性活躍推進法においては、情報公表の項目が拡大され、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります(**令和8年4月1日施行**)。

また、令和7年4月1日に施行された改正育児・介護休業法においては、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」の情報公表が義務化されています。

該当する事業主さまにおかれましては、ご対応のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【改正女性活躍推進法のポイント】（令和8年4月1日施行分）

①情報公表の必須項目の拡大

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人以上～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※「項目」…「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」

②えるぼし認定基準の見直し

- ・えるぼし認定基準(1段階目)の見直し
- ・えるぼしプラス(仮称)認定の創設



③職場における女性の健康支援

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいこととされました。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

女性活躍推進法 情報公表について（福島労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kokin_josei_katuyaku_torikumi_00001.html

女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

男性の育児休業取得率等の公表について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html

○ 常時雇用する労働者が101人以上の事業主の皆さんへ

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の提出

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、届出、周知、公表等が義務となっております。

行動計画期間が終期となる事業主さまにおかれましては、次期行動計画の策定、届出、周知、公表等にお取り組みいただきますようお願い申し上げます

詳しくはこちらをご覧ください。

【一般事業主行動計画策定届について】(厚生労働省 HP)

- ・次世代育成支援対策推進法

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

- ・女性活躍推進法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【行動計画の公表等について】

- ・両立支援のひろば(次世代育成支援対策推進法)

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

- ・女性の活躍推進企業データベース(女性活躍推進法)

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



○ 職場におけるハラスメント事案解決サポート事業のご案内

厚生労働省では、職場におけるハラスメント問題に直面した事業主等に対する支援策として、**労務に精通した専門家(社会保険労務士)**を派遣し、ハラスメント事案の迅速な解決に向けた実務的な支援(リモート・訪問)を行っております。



当該事業の詳細につきましては、下記 URL をご確認ください。

<https://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp/>

<支援対象> ハラスメント事案に直面している事業主及び人事・労務担当者様

<支援内容> 専門家(社会保険労務士)を派遣、全2回(各2時間)、**支援無料**

※リモート・訪問支援それぞれ選択可

👉 お申込みはこちらから

→右記の2次元コードを読み込んでください
☎050-5846-9616 (平日 10:00 ~ 17:00)

✉ harassment@task-school.com

🌐 <http://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp>

令和7年度厚生労働省ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業
(事業受託会社 株式会社タスクールPlus)



○ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～職場のハラスメント撲滅月間～

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め**、集中的な広報を実施しております。

これに伴い、福島労働局においても令和7年12月1日(月)～令和7年3月31日(火)までの間、労働者だけでなく事業主も利用できる**「ハラスメント対応特別相談窓口」**を設置しております。相談内容等に係るプライバシーは厳守いたします(匿名での相談可)。また、相談無料ですのでお気軽にご相談ください。

<相談窓口連絡先はこちら>

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。

※時間かけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

○福島労働局

総合労働相談コーナー

フリーダイヤル（労働者専用） 0800-800-4611
024-536-4600
雇用環境・均等室 024-536-4609

月曜～金曜
8:30～17:15

土日祝日、年末年始を除く

○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

福島労働基準監督署内	024-503-4859
郡山 "	024-900-9609
いわき "	0246-81-0068
会津 "	0242-26-6495
白河 "	0248-24-1391
須賀川 "	0248-75-3519
喜多方 "	0241-22-4211
相馬 "	0244-36-4175
富岡 "	0240-22-3003

月曜～金曜
9:00～16:30

土日祝日、年末年始を除く

職場におけるハラスメント防止対策は
事業主の義務です

厚生労働省の職場のハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主がハラスメント防止のため雇用管理上講ずべき措置やハラスメント防止対策資料等について紹介しています。

ぜひともご確認・ご活用ください。



あかるい職場応援団 -職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ)の予防・解決に向けたポータルサイト-



あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

○ ミドル・シニア向けのオンラインセミナーを開催します！

～令和7年度 キャリア形成・リスキリング推進事業～



キャリア形成・リスキリング支援センターでは、**多様なミドル・シニア層**のためのキャリアプラン塾を全国どこからでも**参加可能なオンライン形式**で開催。

同年代の参加者同士でディスカッションによる経験交流を図りつつ、**セカンドキャリア**にむけたキャリアプランづくりをサポートします。

セミナーは計4回、別途第2回目、第4回目が終了した後にキャリアコンサルティングを実施。

参加いただいた皆様の満足度が高く、**ミドル・シニア世代に必要な情報を知り、参加者同士の会話で学びを得ることで、ご自身のこれからに関して考える貴重な機会**となります。**ご参加お待ちしています。**

オンラインセミナーは全4回の連続セミナーです。第1回～第4回は同じ曜日と時間で開催します。途中からご参加いただくことはできません。どの期も同じ内容となりますので、開催期の中からご希望の日時をお選びください。

【第1回】「キャリアの振り返り」

【第2回】「リスキリングの方向性検討」

<キャリアコンサルティング(1回目)>

【第3回】マネープランについて学ぶ」

【第4回】「多様なキャリアデザイン」

<キャリアコンサルティング(2回目)>

スケジュール等以下 URLをご覧ください。

<https://carigaku.mhlw.go.jp/evt/careerplan/>



- 対象者:中高年(45歳以上)の方
- 定員:30名
- 参加料:無料
- 開催方法:オンライン(Zoomを使用します)
- 本セミナーはグループワークがございます。グループワークはカメラおよびマイクをオンにしてご参加いただきますので、あらかじめご了承のうえご参加ください。なお、パソコンからの参加を推奨します。

【お問合せ先】

宮城キャリア形成・リスキリング支援センター

電話:022-713-7711 / メールアドレス:carigaku_miyagi@pasona.co.jp

担当:木村

○ 建設業の事業主の皆さまへ

~ 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は 事務所等労災(継続事業)を成立させる必要があります ~

・建設業における労災保険の取扱いについて

建設業に適用される労災保険は、有期事業(単独・一括)のほかに、特定の工事現場に付隨しない業務を行う場合は、事務所等(継続事業)の保険関係を成立させる必要があります。

また、労働保険料の申告、労災請求等についても注意が必要です。

不明な点については、以下までお問い合わせください。

① 適用関係及び保険料算定等

福島労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署

② 保険給付関係

福島労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署

建設業の事業主の皆さまへ

~所属労働者が特定の工事現場に付隨しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険(継続事業)を成立させる必要があります~

◆ 特定の工事現場に付隨しない業務とは…

原則、有期事業が適用されず、かつ、有効事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。(調査<参考>を参照)

① 土場・資材置き場等での整理作業、②や所属事業場内での作業
③労働者のための休憩室・更衣室等の施設設備の整備作業、④除雪作業
⑤所属事業場の継続事業(工事を走めていない場合)
(+) 土石・資材置き場等での整理作業には、笠作業、重機、電動工具等の消済、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険に関する留意点について…

① 事務所等の労働者を雇用していない場合でも建設業労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成りが必要です。
支店・建設用車両等の運送に従事する見込みがある場合は、建設業の労災保険を成りしている場合は、保険料の算定対象となります。
※ ただし、組合員として加入している場合は、支店・建設用車両等の運送に従事する見込みでございません。

② 運用専用(労災場)は、原則、当該建設事業場(事務所等の事務所所在地となります)。

※ ただし、組合員として加入している場合は、労災場が他の労災場となります。

③ 運用業務についてはまとまる業務により判断されます。

④ 保険料の算定にあたっては、「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事した部分の賃金額は賃報となる賃料(出勤簿、出張簿等)と賃金額に算出してください。根拠となる賃料がない場合は、実費等から当該作業の日数、時数を算出し、それに応じた賃金額を算出してください。

◆ 所属労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務で負傷(疾病含む)した場合は事務所等労災の保険範囲に付随しない場合」
した場合は事務所等労災の保険範囲に付随しない場合

◆ 成立手続と保険給付に関して…

▶ 所属労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務で負傷(疾病含む)した場合は事務所等労災の保険範囲に付隨しない場合」を行っている場合は(又は行く見込みがある場合は)、まず手帳をお読みない場合は、事務所等の事務所で申請する労働基準監督署で成ります。

▶ 手帳持込の場合は、労働基準監督署で申請料を支払った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を算定から差し引くことができます。

▶ 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**<参考>
有期事業と事務所等(継続事業)の労働保険料の労災保険分の区分例**

① 元請A社の工事現場にかかる業務(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額(保険料を算定する場合を除く))
(注)は、「工事場等」等が「製造業」の概念の場合は、工事場等の運送に従事する見込みがある場合は、運送に付隨した場合に該当する。運送に付隨しない場合は、運送に付隨した場合に該当する。運送に付隨しない場合は、「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることを離職する。

② C社労働者が特定の工事現場に付隨しないC社内の庫管理を行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

④ E社労働者が台風被害を受けた自社の旧作業を突然的に行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は離職)

⑤ F社労働者が自社の外請作業(工事の完結しない)を他の業務の合間に利用して行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設のため」などなる業務であっても工事の定めがない場合は、「事務所等」の算定基礎に含めることを離職する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>
年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

▶ 労働保険の年度更新では、
ア 元請として行う工事が前年度に終了した場合は(括弧内は建設業の就業形態)(労災)
特定期の工事現場に付隨しない事業については「事務所等労災(労働基準監督署)(労災)
ワ 所属労働者の労働基準監督署(労災)

以上のアの(1)についてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

▶ 下請業者の労働者(元請業に付隨した労働者)が負傷(疾病含む)した場合は、下請業者の労働基準監督署で労災請求することを離職なりますのでお問い合わせください。

詳しくは、こちらのサイトをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002450789.pdf>

※リーフレットの他、「現場労災」と「事務所等労災」の区分けについて、ポンチ絵も添付しています。

[福島労働局/徴収室/各種法令・制度・手続き/労働保険関係](#)

○ 福島労働局からのご案内（1/30 定例報告会）

○ 令和8年1月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02757.html

雇用失業情勢(令和8年12月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002547681.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002547685.pdf>

○ 報道発表（1/5～1/30）

○ 令和8年1月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00117.html

▶ 1/22

[令和8年1月28日に「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を行います](#)

▶ 1/13

[「ユースエール認定企業5年継続式典」を行います](#)

▶ 1/6

[2月は「化学物質管理強調月間」です](#)

○ イベント情報 隨時更新中（1/5～1/30）

▶ 1/5

[【学生のみなさん】ふくしま企業説明会&業界研究会を開催します！](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山

ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	ハローワーク郡山 マザーズコーナー

○ 新着情報 隨時更新中（1/5～1/30）

▶ 1/26

[「障害者雇用相談援助事業」の認定事業主を更新しました](#)

▶ 1/23

[無災害記録を達成した福島労働基準監督署管内の工事現場に「無災害表彰状」を授与](#)

▶ 1/13

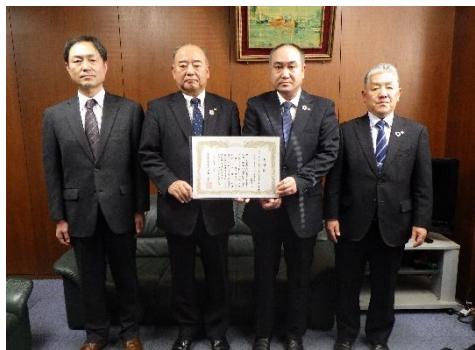
[郡山新卒応援ハローワークの閉庁日\(令和8年2月16日\(月\)\)について](#)

▶ 1/9

[業務説明会・官庁訪問のお知らせ](#)

○ フォトレポート（1/5～1/30）

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03106.html



▶ 1/23

無災害記録を達成した福島労働基準監督署管内の工事現場に「無災害表彰状」を授与

事業所名：佐藤・安藤・大丸特定建設工事協同企業体

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03109.html



▶ 1/22

「くるみん認定」認定通知書交付式を開催しました

くるみん認定企業：株式会社 会津技研

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03108.html



▶ 1/22

「プラチナえるぼし認定」認定通知書交付式を開催しました

認定事業主：社会福祉法人 南町保育会

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03102.html



▶ 1/21

「ユースエール認定企業」5年継続式典を開催しました

認定事業主：株式会社エコロニューム

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03111.html



▶ 1/28

「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を開催しました

認定事業主：株式会社本間機械工作所

HOT TOPIC

ハローワーク特設サイトのご案内

ハローワークがお届けするのは、仕事と出会う「ハロー」だけではありません。その先にある、仕事が決まるまでの「フォロー」をしっかり行うのが、ハローワークです。多数の求人で、未経験の転職もしっかりサポート。一人ひとりにずっと寄り添う、身近なハローワークへ、ぜひお気軽にご相談ください。



【ハローワーク特設サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/hellowork/>



確かな実績と信頼でお応えします

Point 01

年間の新規求人数 **1000万人** 超え！



月間7,000万件のアクセスを誇る便利な「ハローワークインターネットサービス」で、全国のハローワークの求人を検索できます。

Point 02

年間約 **440万人** が利用！



ハローワークに登録する方は年間440万人以上。窓口だけでなくオンラインでもお仕事が探せます。

Point 03

全国 **500ヶ所** 以上
無料で相談、希望地も選べます。



ハローワークは、国（厚生労働省）が運営する職業紹介機関です。すべての都道府県にあり、全国どこでも利用は無料、予約も必要ありません。

Point 04

国家資格などを持つ専門の職員による
キャリアコンサルティング



求職者と企業のマッチングだけでなく、職業選択や将来のキャリア設計、スキルアップに関する相談に乗り、必要なアドバイスを行います。

配信しました情報について、貴団体の機関誌、HPなどに掲載いただき、広く会員企業の皆様への周知にご活用いただきたく、よろしくお願ひいたします。

また、ご活用いただきました場合には、下記の該当する番号に○をつけていただき、このメールでご返信くださいますよう併せてお願ひいたします。

1. 機関誌に掲載(予定も含む)
2. HPに掲載(予定も含む)
3. 会員にちらしを配付(または同封)(予定も含む)
4. その他
()

今後も当局から様々な情報を提供させていただきますので、引き続き、広報にご協力くださいますようよろしくお願ひします。

次回は3月上旬に配信予定。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

福島労働局雇用環境・均等室（担当：安保）

〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎4F

電話 024-536-2777

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※